

狛江市公共下水道事業
公営企業会計移行基本計画
(概 要 版)

平成 29 年 3 月

東 京 都 狛 江 市

1. 地方公営企業法の適用（法適用）の背景

狛江市公共下水道事業は、昭和 44 年度に建設事業に着手し、昭和 54 年 3 月に合流及び汚水管の整備が完了し、普及率は 100%となっています。現在は、浸水対策事業として雨水管の整備や地震対策事業、長寿命化事業等を進めているところです。

事業着手以来 40 年以上経過し、施設の老朽化が進行している現状から、施設の改築・更新需要の増加が見込まれており、市民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、経営の効率化及び健全化への取り組みが必要となるものと考えられます。

地方公営企業法を適用し、従来の官公庁会計方式から、複式簿記や発生主義等の公営企業会計方式へ移行することにより、貸借対照表や損益計算書等の作成等を通じて、経営成績や財務状況を明らかにすることが、中長期的な計画的経営及び経営基盤の強化を図るうえで必要不可欠な取り組みであるものとされています。

また、総務省も下水道事業に対する地方公営企業法の適用を推進している状況にあります。

狛江市では、公共下水道事業の経営健全化への取り組みの必要性や総務省の方針等を踏まえて、公共下水道事業において地方公営企業法の適用を行うこととしました。

2. 地方公営企業法の適用（法適用）の目的

狛江市公共下水道事業は、経営健全化の実現に向けた財務管理体制の強化を目的に、地方公営企業法を適用し、公営企業会計の導入を行います。

【具体的な法適用の目的】

- ①資産を適正に管理する
 - ・ 固定資産の帳簿価額が明確になる
- ②適正に原価管理を行う
 - ・ 発生主義、期間費用配分等による損益取引により料金原価が明確になる
- ③説明責任を高める
 - ・ 損益取引と資本取引の区分により、繰入金等の補填が明確になる
 - ・ 貸借対照表により事業開始から現在の経営状況が明確になる

3. 公営企業会計とは

地方公営企業法を適用した場合は、同法に基づき、従来の官公庁会計に替わり、公営企業会計の導入が必要となります。

公営企業会計には、次のような特徴があります。

（1）発生主義による経理

官公庁会計は、現金収支の事実に基づいて記録する現金主義であるのに対し、公営企業会計では、現金収支の有無に関わらず経済活動の発生という事実に基づき記録する発生主義にて記録されます。

公営企業会計方式と官公庁会計方式の経理方法の比較

経理方法	官公庁会計	公営企業会計
収入	使用料収入の場合、現実に現金が収入された時点で計上される	使用料収入の場合、官公庁会計よりも前の段階である調定の時点で収益（この時点では未収金）として記録される
支出	物品購入の場合、実際に現金を支払った時点で計上される	物品購入の場合、物品の納品の検収を行った時点で費用（この時点では未払金）として記録される

（２）複式簿記の導入

官公庁会計では、貨幣、財貨等の変動の１面のみを記録する単式簿記であるのに対し、公営企業会計では、貨幣、財貨等の経済価値の増減と資産等他の経済価値の増減について両側面を記録する複式簿記を採用します。

（３）期間費用配分 の概念

官公庁会計では、当年度の現金支出はそのまま当年度の費用となるので、その支出に対する収益との関係が不透明となります。

公営企業会計では、現金支出があっても当年度の収益に役立ったと考えられる金額だけが当年度の費用として計上され、翌年度以降の費用に減価償却費として繰り延べられます。

（４）損益・資本取引の区分

官公庁会計では、全収入を歳入、全支出を歳出として計上し、一括して差引剰余金（繰越金、繰上充用金）を計算しますが、公営企業会計では、損益取引

と資本取引の2種類の取引に区分して期間損益計算を明確にしており、予算も収益的収支（損益取引）と資本的収支（資本取引）に区分して作成します。

（５）資産・負債・資本の概念

官公庁会計では、このような概念はありませんが、公営企業会計では、貸借対照表を作成し、どのような資産をどのような資金（負債・資本）によって得たかを明らかにします。

（６）予算・決算の重要性

官公庁会計では、できるだけ将来の支出を制限し、最少に見積された支出に対して収入を予定することから、歳出に重点が置かれており、予算額との比較が重視されるため、予算中心主義と言えるのに対して、公営企業会計は、支出の見積基準は収益を最大に確保するために行うため、収入増加に対する支出の制限を加えることはなく、予算作成時には同時に決算書類である財務諸表が作成され、予算と同時に決算も重視されます。

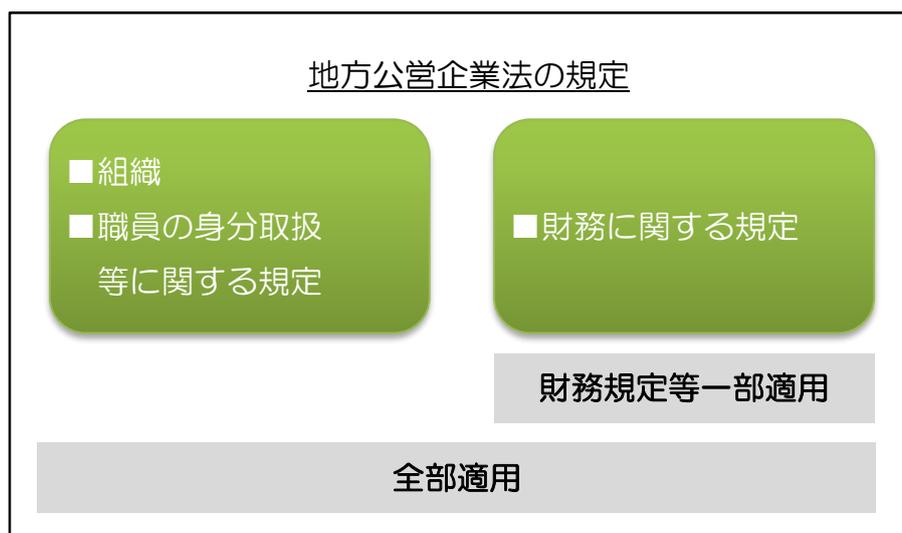
4. 法適用基本方針

狛江市公共下水道事業への円滑な法適用を実施するための、基本方針を定め
ました。

(1) 法適用範囲

法適用には、地方公営企業法の規定を全て適用する「全部適用」と財務規定
等のみを適用する「財務規定等一部適用」の2種類があります。

全部適用と財務規定等一部適用における規定の範囲



公営企業会計の導入による経営健全化の実現に向けた財務管理体制の強化と
いう目的は、「財務規定等一部適用」でも十分に達成可能であることから「財務
規定等一部適用」を採用します。

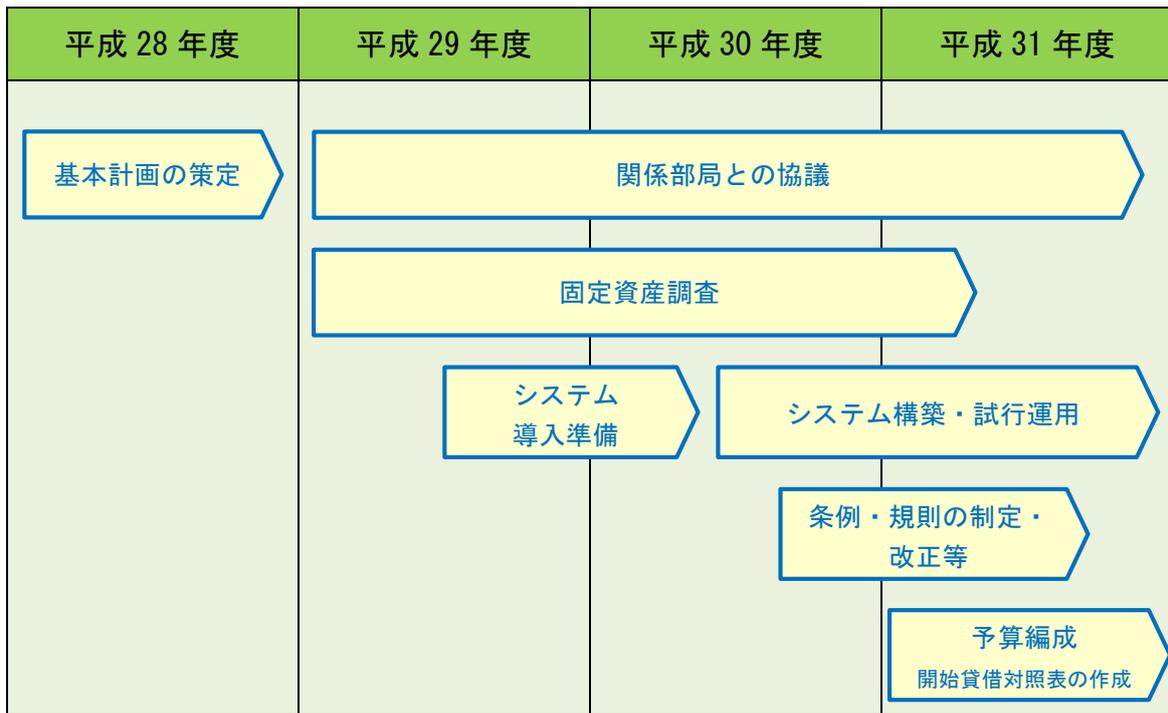
(2) 法適用に向けたスケジュール

法適用に向けた準備期間は平成 29 年度から 3 か年とし、法適用の開始時期は、平成 32 年 4 月 1 日とします。

これは、固定資産調査等の作業内容や法適用後の業務体制確立に臨むこと等を考慮したものです。

また、総務省では、人口 3 万人以上の都市の下水道事業に対しては、平成 32 年 4 月までの法適用を要請しており、これにも対応したものとなっています。

狛江市公共下水道事業における法適用に向けたスケジュール



(3) 会計システムの導入について

法適用にあたり、法適用後の会計事務の効率化を目的に、公営企業会計に対応する会計システムの導入を行います。

詳細な仕様、システム環境等については、関係部局との調整を経て、決定する方針です。